

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20.特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外事により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(150万円)・後遺障害補償金(150万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限)・1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。お支払います。

(2)本項(1)にかかるわざず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日にについては、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイシング、ハングラーダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンガーラー、マイクロローター、ウルトラローター等)搭乗、ジップライン搭乗その他これに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バスポート、免許証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21.お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償請求を受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を利用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に選択するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供された認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、船員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店舗に申し出なければなりません。

(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により体調を悪化する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合には、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置を要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日前までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22.オプショナルツアー又は情報提供
(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者」で示します。

(2)オプショナルツアーの運送事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づく補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合はを除きます。)また、当該オプショナルツアーの運送事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運送事業者の定めによります。

(3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

23.旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合には、当社は支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず連絡・宿泊機関等の座席・部屋等の他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を変更補償金を支払います。)

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ.戦乱

ウ.暴動

エ.官公署の命令
オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第15項目及び第16項目の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

④本項(1)の規定にかかるわざず、当社がひとつ前の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項目で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人様に付き1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

⑤当社はお客様との同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
①旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
④運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥確定書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

24.国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店舗の販売員にお問い合わせください。

25.個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、

①当社ならびに当社の提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内

②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

③アンケートのお願い

④特典サービスの提供

⑤統計資料の作成における個人の個人情報

を利用させていただくことがあります。

(2)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社は利用させていただきます。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

(3)当社は、旅行先でのお客様のお買物等の便益のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、バスポート番号及び搭乗される航空会社名等に係る個人データを、お預け電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店舗に出発前までにお申し出下さい。

26.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

27.その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、病気等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することができる旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手續に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラ制度)についても、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に際する旅行保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5)当社からの募集型企画旅行にご参加いただけます。航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただけます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び同23項(1)の責任を負いません。

(6)この条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

28.この旅行はGoToトラベル事業支援対象です。

[給付金の受領について]

国からの給付金はお客様に対して支給されます。当社およびGoToトラベル事業局は、給付金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払い頂くことになります。

なお、お取消しの際は第14項で定めた通り、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。お客様は、当社およびGoToトラベル事業局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

[地域共通クーポン]

表示された金額分の地域共通クーポンをお渡しします。

■旅行代金・給付額・地域共通クーポン・お支払い実額(区分)										
区分	ツアータイプ	旅行開始日	旅行終了日	予行料適用期間	客室	人数	旅行代金(A)	旅行代金の区分(A)(B)	地域共通クーポン	お支払い実額(A-B)
①	名物・祭事の出店・出発	12/13	12/13	福井県	0	1	\$9,200	\$3,200	\$1,000	\$6,000
②	名物・祭事の出店・出発	1/17	1/17	三重県	0	1	\$13,800	\$4,800	\$2,000	\$9,000
③	旅館に泊まり、温泉を楽しむ旅(西日本)	1/24	1/24	静岡県	0	1	\$14,500	\$5,000	\$2,000	\$9,500

旅行企画・実施

登録番号
会社名 海陸観光 敦賀海陸運輸(株)
登録番号
近畿日本ツーリスト特約店

住 所 〒914-0051 福井県敦賀市本町2丁目10-2
総合旅行業務取扱管理者 林一朗
(社)全国旅行業協会正会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取扱い責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。